

# 福山市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 概 要

2014 年（平成 26 年）10 月

福 山 市

## 1 福山市新型インフルエンザ等対策行動計画とは

福山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条第1項に基づき、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び広島県（以下「県」という。）の「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえて策定したものです。

市行動計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合に本市が実施する対策の基本的な方針や考え方、選択肢を示すものです。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう構成しています。

## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的方針

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2つを主たる目的として対策を講じます。なお、新型インフルエンザ等対策を国や地方公共団体等だけで実施するのは限界があります。新型インフルエンザ等対策の効果的な実施のためには、市民及び事業者等もそれぞれ感染対策等を講じることが求められます。

### ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

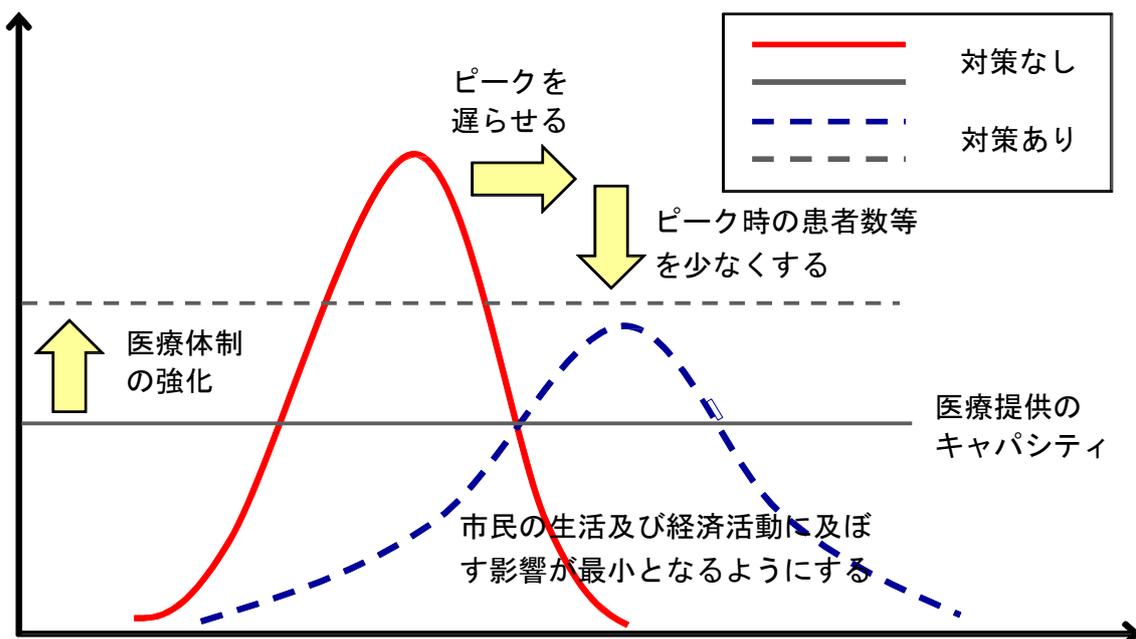
#### ポイント

- ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

### ② 市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### ポイント

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



### 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方及び実施上の留意点

#### ○ 対策の基本的な考え方

##### ポイント

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れを持った対策を総合的・効果的に組み合わせて実施する。
- ・ 発生当初など、病原性や感染性に関する情報が限られている場合には、最も被害が大きくなる想定で強力な対応を実施するが、情報を収集し、対策を評価したうえで、順次適切な対策へ切り替える。
- ・ 新型インフルエンザ等対策を国や地方公共団体等だけで実施するのは限界があるため、事業者や市民一人ひとりが、事業継続対策や予防措置などの感染対策等の適切な行動をとることが求められる。

#### ○ 対策実施上の留意点（基本的人権の尊重等）

##### ポイント

- ・ 国又は県が緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）等を実施する場合など、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、市民に対して十分説明し、理解を得るよう努める。
- ・ 発生した新型インフルエンザ等の病原性や抗インフルエンザウイルス薬の有効性などによっては、必ずしも緊急事態措置等を講じるものではないことに留意する。
- ・ 対策の実施にあたっては、国及び県と相互に連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生後は、福山市新型インフルエンザ等対策本部等における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 4 発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等に左右され、事前に正確に予測することは不可能であるため、国及び県と同様に、過去に大流行したインフルエンザのデータを参考にして、全人口の25%が罹患するとし、致命率は中等度であれば0.53%、重度であれば2.0%と想定しました。

#### < 流行予測（福山市・県・全国）（中等度～重度） >

区分	福山市	県	全国
総人口	約47万人	約287万人	約12,800万人
患者数（人口の25%が罹患すると仮定）	約12万人	約72万人	約3,200万人
医療機関を受診する患者数	約4.8～9.2万人	約29～56万人	約1,300～2,500万人
入院者数（中等度～重度）	約0.2～0.7万人	約1.2～4.5万人	約53～200万人
死亡者数（中等度～重度）	約600～2,400人	約0.4～1.4万人	約17～64万人
1日最大入院者数（中等度）	約370人	2,280人	10.1万人
1日最大入院者数（重度）	約1,470人	約8,800人	39.9万人

## 5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、各実施主体の役割を踏まえ、相互に連携して対応にあたります。

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国全体としての態勢の整備， 対策の推進</li> <li>・ 発生時の基本的対処方針の決定， 緊急事態の宣言</li> <li>・ 新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保， まん延防止対策等）を実施</li> <li>・ 関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進</li> <li>・ 緊急事態宣言時は， 特措法に定める緊急事態措置（外出自粛要請， 施設使用制限等）を実施</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等への新型インフルエンザ等に関する情報の適切な提供</li> <li>・ 市民に対するワクチンの接種</li> <li>・ 要配慮者等への生活支援等</li> <li>・ 県の要請に基づく市有施設（学校， 保育所等）の使用制限</li> <li>・ 生活に不可欠な行政サービスの継続及び水道等のライフラインの確保</li> </ul> <p>【以下， 保健所設置市としての役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生動向の把握及び患者の早期発見</li> <li>・ 帰国者・接触者相談センターの設置</li> <li>・ 感染症法に基づく入院措置等， まん延防止のための患者等への対応</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院内感染対策や医療資器材の確保， 診療継続計画の策定等</li> <li>・ 発生時は， 診療継続計画等に基づき医療を提供</li> </ul>
指定(地方)公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等発生時に， 特措法に基づき新型インフルエンザ等対策（医療提供， 社会機能維持等）を実施</li> </ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えた感染対策の実施， 重要業務の事業継続の準備等</li> <li>・ 新型インフルエンザ等発生時に活動の継続に努める</li> </ul> <p>※登録事業者：医療の提供の業務又は国民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者で，厚生労働大臣が登録したもの。</p>
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えた感染対策の実施</li> <li>・ 新型インフルエンザ等発生時に， 一部の事業を縮小</li> <li>・ 多数の者が集まる事業を行う場合， 感染防止のための措置の徹底</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等及び発生時の行動等の知識の習得</li> <li>・ マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践， 食料品・生活必需品の備蓄等</li> <li>・ 新型インフルエンザ等発生時に， 状況や対策等の正しい情報を得て， 感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施</li> </ul>

## 6 発生段階

新型インフルエンザ等の発生段階はつぎのとおりです。

国発生段階	県発生段階	インフルエンザ等発生の状況
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状況
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 7 対策の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主目的を達成するため、具体的な対策を6項目に分けて整理しています。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生状況等に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係部局が連携・協力し、全庁一体となった取組を行います。

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、福山市新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、事態の推移に伴い、国が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに福山市新型インフルエンザ等対策本部に切り替えることとします。

実施体制	主な設置時期	措置内容
福山市新型インフルエンザ等警戒本部（本部長：保健所長）	海外発生期 県内未発生期	情報収集、市民等への啓発、関係機関との連絡活動、感染防止対策など
福山市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）	県内発生早期 県内感染期	上記に加え、市内の新型インフルエンザ等対策の総合調整など所要の措置等

### ポイント

- ・ 新型インフルエンザ等は、その病原性や感染力が高い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、政府対策本部の基本的対処方針及び市行動計画に基づき、国・県等の関係機関と連携のうえ、強力な対策を実施する

### (2) サーベイランス・情報収集

対策を適時適切に実施するため、サーベイランスにより、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析します。

また、混乱を避けるため、県内で統一した情報を市民や医療機関等に周知する必要があることから、新型インフルエンザ等に関する情報は、主に県感染症・疾病管理センターから収集します。

### ポイント

- ・ 新型インフルエンザ等が海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、その特徴や臨床像に関する情報が限られているため、サーベイランス体制を強化し、積極的な情報収集を行います。
- ・ サーベイランスにより把握された新型インフルエンザ等の特徴、臨床像、流行規模等の情報を迅速に情報提供することにより、効果的な対策の実施につなげます。

### <新型インフルエンザ等発生時のサーベイランス>

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
平時から継続	患者発生サーベイランス(患者数を調査し、流行入り、ピーク、終息等を把握し段階に応じた対策を講じる。)					
	ウイルスサーベイランス(ウイルスの型・亜型等を調査する。)					
	入院サーベイランス(入院者数や医療対応を調査しシーズンの重症化パターンなどを把握する。)					
	学校サーベイランス(学校休業状況・欠席者数を調査し、いち早く流行のきっかけを把握し必要な対策を講じる。)					
強化		集団発生把握				集団発生把握
追加		新型インフルエンザ等患者の全数把握				

### (3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策は国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、事業者、個人が各々の役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、効果的な手段により、適時適切に情報を提供・共有します。

### ポイント

- ・ 外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で迅速に情報提供を行う。
- ・ 発生時の危機に対する情報だけでなく、発生前においても予防及びまん延防止に関する情報を提供する。
- ・ 市民への情報提供にあたっては、マスメディアの協力を得て、効果的な情報提供を行うとともに、個人情報の保護等にも配慮し、誤った情報が出た場合には、個々に打ち消す情報を発信する。
- ・ 市民及び事業者等に対して、新型インフルエンザ等は誰でも感染する可能性があること及び個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝える。
- ・ 海外発生期以降は、市民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに対応するコールセンターを設置する。

### (4) 予防・まん延防止

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行います。対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力、発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、縮小・中止を行います。

### ポイント

- ・ 県内発生早期には、新型インフルエンザ等の患者への入院措置や濃厚接触者の健康観察等、感染症法に基づく措置を実施する。
- ・ 緊急事態宣言後に、特措法に基づく緊急事態措置として以下の措置を講じる。
  - ① 市民に対して、基本的感染対策の徹底を要請
  - ② 県の要請に基づく施設使用制限等
  - ③ 住民接種（臨時の予防接種）の実施

対策の例	概要
市民・事業者等への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)等、基本的な感染対策</li> <li>・ 職場における感染予防策, 従業員の健康管理の徹底</li> <li>・ 公共交通機関等利用者へのマスク着用, 咳エチケット等の励行</li> </ul>
患者・濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者の感染症指定医療機関への入院</li> <li>・ 濃厚接触者への外出自粛要請, 健康観察</li> <li>・ 濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</li> </ul>
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検疫所等と連携した入国者に対する健康監視, 渡航予定者への情報提供等</li> </ul>
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対する予防接種の実施</li> </ul>
緊急事態宣言時の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の要請に基づく市有施設(学校, 保育所等)の使用制限</li> <li>・ 県が実施する政令で定める多数の者が利用する施設に対する施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請, 指示に対する協力</li> </ul>

### (5) 医療

地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供します。

### ポイント

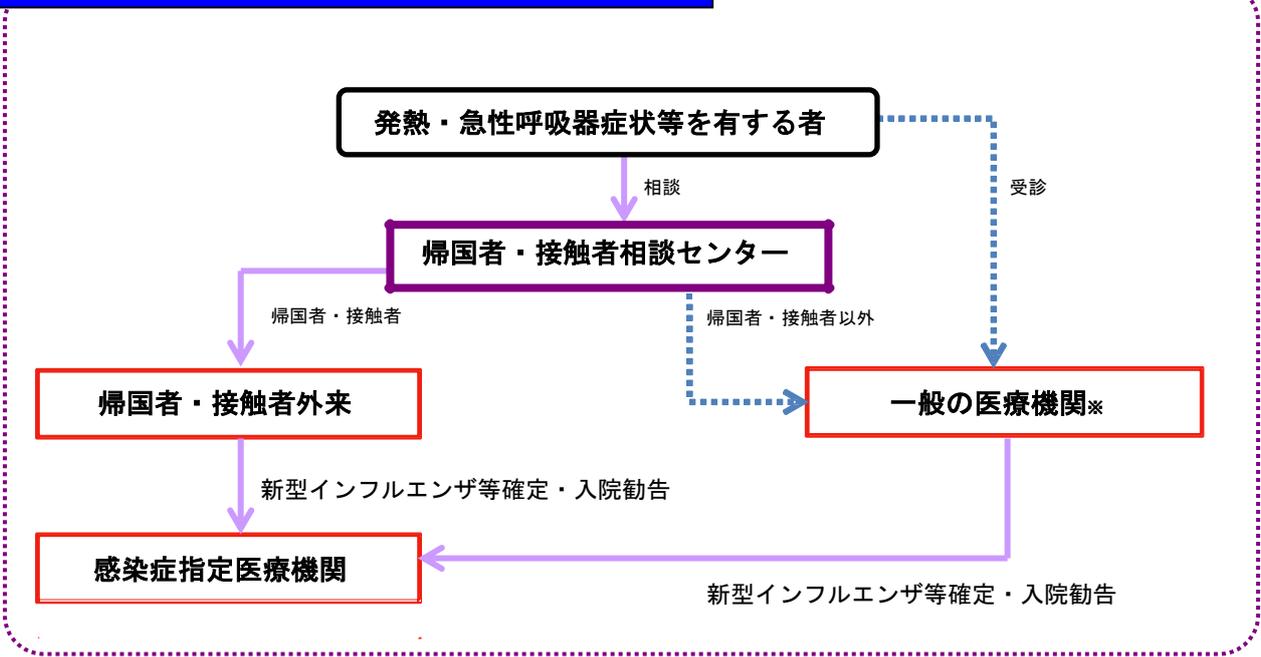
- ・ 海外発生期から県内発生早期までの段階では、発生国からの帰国者や、患者等の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等のインフルエンザ様症状を有する者から電話相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」を設置するとともに、当該者を診察する「帰国者・接触者外来」を確保する。
- ・ 県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ等の病原性が低いことが判明しない限り、原則として、患者を感染症指定医療機関に入院させる。
- ・ 県内感染期においては、原則として「帰国者・接触者外来」は廃止されることから、一般の医療機関において診療できる体制に切り替える。また、入院は重症者に限り、軽症者は在宅療養とする。
- ・ 入院可能な施設を確保するため、感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に体制の準備をしておく。

#### <帰国者・接触者等の有症者からの相談・外来対応>

名称	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来
設置時期	海外発生期～県内発生早期	海外発生期～県内発生早期
機能	電話により患者トリアージ	帰国者・濃厚接触者で症状のある者の診療及び感染症指定医療機関への引継
設置場所	福山市保健所	感染症指定医療機関等

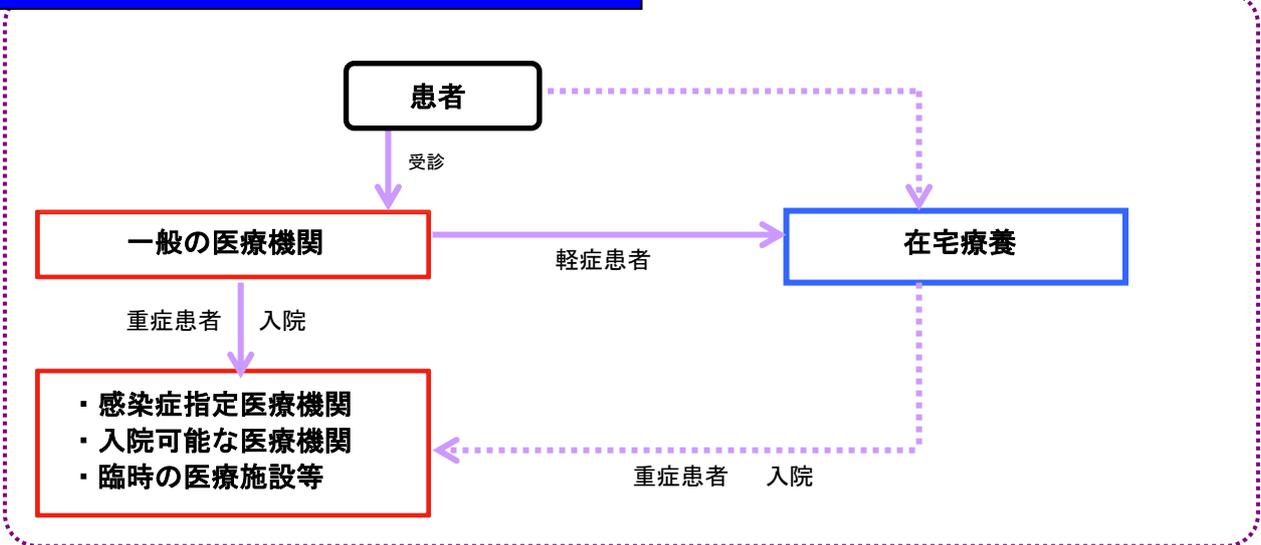
＜発生段階ごとの医療体制＞

○ 医療体制＜海外発生期～県内発生早期＞



※一般の医療機関:内科・小児科等, 季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。海外発生期～県内発生早期において, 帰国者や接触者であっても, 帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり, 一般医療機関においても, 院内感染対策を要する。

○ 医療体制＜県内感染期＞



※県内感染期には, 患者入院によるまん延防止等の効果が望めないことから, 帰国者・接触者外来は廃止される。また, 入院措置も原則行わない。

## (6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの者がり患し、各地域での流行が約8週間程度続き、本人や家族のり患等により、市民の生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

業務継続計画の策定など事前の準備を十分に行い、新型インフルエンザ等の発生後は、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関等とともに市民の生活及び経済活動への影響を最小限にするよう努めます。

### ポイント

- ・市民の生活に必要な不可欠な市役所業務や、上下水道、ごみの収集などライフラインに寄与する業務を維持するため、未発生期から業務継続計画の策定や職場での感染予防策の徹底等を行う。
- ・県内感染期には、高齢者、障がい者等の要配慮者の生活支援等を行う。

### <緊急事態宣言がされている場合の措置の例>

業務の継続等	・業務継続計画に基づいて必要な措置を講じ、市が最低限継続すべき通常業務、上下水道事業及び医療事業等を継続する。
サービス水準に係る市民への呼びかけ	・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
生活関連物資等の価格の安定等	・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視等をする。
要配慮者への生活支援	・国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
埋葬・火葬の特例等	・国の要請に基づき、市有の火葬炉を可能な限り稼働させる。 ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、国から要請があったときは、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。